

2016年分 税制改正のポイント

協会顧問税理士 櫻木敦子

図1 定額法償却率0.067

適用年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
減価償却費(円)	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000

【参考】定率法を選択して届出をしている方が、上記の建物附属設備を2016年3月31日以前に取得した場合の減価償却計算は、図2の通りとなります(1年目は12カ月として計算)。

図2 定率法償却率0.133

適用年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
減価償却費(円)	133,000	115,311	99,975	86,678	75,150

青色申告者について、購入金額が一台につき三十五万円未満の資産の全額が必要となる制度(年間合計耐用年数十五年の建物附属税・消費税の申告書について、マイナンバー(個人番号)の記載

三、マイナンバー(個人番号)の記載

二〇一六年分以降の所得申告書に記載されたマイナンバーを記載して申告書を提出する場合

二、少額減価償却資産の必要経費算入制度の延長

二〇一六年四月一日以後に取得した建物附属設備お

よび構築物については、定率法による減価償却ができないこととされました。例えば、取得価額百万円、耐用年数十五年の建物附属

一、減価償却制度の改正

二〇一六年四月一日以後に取得した場合の各適以降に取得した場合の各適

用年度の減価償却費を定期法により計算すると、左の

図1の通りとなります(二年目は十二カ月として計算)。

◆はじめに◆

今年も、一月十六日から二〇一六年分所得

税確定申告の受付が始まります。

今回の申告で注意すべき所得改点のう

ち、主なものは以下の通りです。

なお、詳細は保団連作成の「保険医の經營

と税務2017」(案内は本紙5面/会員には

一冊無料で配布)

を参照ください。

には、通知カードなどの番

号確認書類、運転免許証な

ども受理されることとな

つおり、また、申告書に

いたはコピーの添付が必要と

なります。

税務署では、申告書にマ

けられておりません。

イナンバーの記載がない場

合でも受理されることとな

つており、また、申告書に

マイナンバーの記載がない

場合は罰則規定は税法上設

ておりません。

四、給与所得の所得控除の上限額の引き下げ

二〇一六年分以降の所得

税について、給与収入一千

二百万円を超える場合の給

与所得控除額の上限が二百

三十万円に引き下げられま

した。

また、二〇一七年一月か

ら、給与収入一千円を超

える場合の給与所得控除額

の上限が二百二十万円に引き下げられました。

二〇一七年一月以後、毎

月の給与から控除する源泉

所得税が変更となつていま

すので、給与計算をする際

は「平成二十九年分源泉徴

収税額表」を使用して下さ

い。

五、クレジットカード納付

二〇一七年一月四日以

降、納付受託者に納付を委

託することにより、インターネットを利用してクレジットカードによる国税の納

付をすることができるよう

になりました。

ただし、納付税額に応じた決済手数料が発生します

ので、ご注意ください。

い。

六、その他の注意事項

および患者等の負担に十

分配慮し、高額な設備投

資にかかる負担が大きい

との指摘も踏まえ、税制

大綱において、総合的に

検討し結論を得ることと

されていきます。

◆二〇一七年一月一日以降、定期健康診断を受けた方については、医療に係る消費税等の税率が一〇%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担

ととされています。

対象となるOTC医薬品

についても薬局のレシ

ートに「セルフメディケ

ーション税制対象」と記

一万二千円を超える時に

は医療費控除を受けるこ

とができます。

年間医療費が十万円を

超えない場合でも、この

制度が使えますので、二

〇一七年以降はそのレシ

ートをきちんと保管して